

契 約 書

- 1 品 名 兵庫県立ものづくり大学校建築コース用パーソナルコンピュータシステム導入整備一式
- 2 規格(形式) 別紙仕様書のとおり
- 3 数 量 別紙仕様書のとおり
- 4 契 約 金 額 ￥ , , —
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ , , —)
- 5 納 入 期 限 令和9年3月31日(水)までで大学校が指定する日(大学校及び契約業者協議の上、決定する日)
- 6 納 入 場 所 兵庫県立ものづくり大学校(別紙仕様書のとおり)
- 7 契約保証金 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条第1項
- 8 納入の方法 仕様書のとおりとする

兵庫県立ものづくり大学校(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

(総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取換え)

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分 納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
（暴力団等の排除）

第12条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第16条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行

政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第18条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第19条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

（協 議）

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住 所 姫路市市之郷1001番地1
契約担当者 兵庫県立ものづくり大学校
職 氏 名 大学校長 奥田 孝一 印

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名 印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和8年 月 日

兵庫県立ものづくり大学校長 様

住 所
会 社 名
代表者名
電 話
電子メール

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第2 甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第3の第2項及び第4の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第3 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第4 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第5 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第3の第2項、第4の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(損害賠償)

第6 乙又は受注関係者は、第5の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第7 乙は、第5の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

県立ものづくり大学校建築コース用パーソナルコンピュータシステム導入整備一式

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和8年 月 日

兵庫県立ものづくり大学校長 様

住 所
会 社 名
代表者名
電 話
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

兵庫県立ものづくり大学校建築コース用パーソナルコンピュータシステム導入整備一式仕様書

I 総記

1 件名

兵庫県立ものづくり大学校建築コース用パーソナルコンピュータシステム導入整備一式

2 構成要素としての機器類（注）の品目（詳細は以下「3 仕様」に示す。）及び数量

（注） 「機器類」とは、ハードウェア（UPS を要する場合はそのバッテリーを含む。）、ソフトウェア（再インストールを含む。フリーソフトも同様。）及びこれらの導入整備に要する作業をいう（以下同様）。

品 目	数 量
サーバ	1 式
教員用パソコン	1 式
生徒用パソコン	15 式
A3 カラーLED プリンタ	1 式
トナーカートリッジ(大)（ブラック、イエロー、マゼンタ、シアン）	各 1 式
中間モニタシステム	1 式
一体型電子黒板	1 式
液晶レーザープロジェクター	1 式
書画カメラ	2 式
液晶ペンタブレット	1 式
パソコン連動タップ	3 式
タブレットパソコン	1 式
デジタルカメラ	1 式
OA チェア	16 式
Windows Server 2025 Standard	1 式
Win Server CAL Device CAL L&SA	1 式
Single Language アカデミック OV 一括 初年度 Win Device Edu UPG&SA	1 式
Single Language アカデミック OV 一括 初年度 Office Standard L&SA	1 式
Windows Server 2025 - 1 Device CAL ライセンス	15 式
Office LTSC Standard 2024 ライセンス	15 式
ActiveImage Protector 2022-RE Server	1 式
環境復元ソフト Systemwalker Desktop Restore Lite	16 式
搬入・設置、現地調整費用	1 式
既存機 引き取り（パソコン、サーバー等）	1 式

3 仕様

- 「Ⅱ 導入整備に係る細目仕様書」のとおり。
- 本書に示す性能及び機能は、主要事項のみを示したものであり、本書に明記されていない事項でシステムの構成上備えるべき性能及び機能（以下「補完性能等」という。）は、当然にシステムに含まれるものとし、補完性能等を要する場合には、発注者にこれを書面（様式任意）にて明示し、発注者の了解を得ること。
- 上記2)の補完性能等が認められる場合には、入札に先立ち、発注者は直ちに入札参加者にその内容を通知するものとする。

4 納期

令和9年3月31日（水）までで、当校が指定する日（契約締結後、協議のうえ決定する。）

5 納入場所

〒670-0943 兵庫県姫路市市之郷（仔細）1001-1 兵庫県立ものづくり大学校（以下「当校」という。）
教室棟5階 建築コース用PC実習室

6 必要事項

(1) ハードウェア及びソフトウェア

- ア ハードウェア及びソフトウェアについては、上記「3 仕様」にて指定する仕様を満たしていること。
- イ すべての導入機器は、メーカー製の新品(BTO可)とし、中古機器や組立PC等は不可。
- ウ すべてのPC（クライアント機）は、メンテナンスの利便性を考慮し、同一メーカーのものとし、企業向け、官公庁向け又は学校向け機種であること。コンシューマー向け機種（家庭向けの機種）は対象外とする。
- エ すべてのモニターは、同一メーカーとすること。
- オ 例示機種以外で応札の場合は、事前にカタログなど仕様がわかる物を提出し、応札しようとしている物品について承認を得ること。

(2) 作業工程の明示その他工程関連事項

- ア 受注者は、導入整備内容及び工程表（日時、所要時間及び作業人員）を書面にて明らかにするとともに、当校担当職員（以下「担当職員」という。）と十分に打合せを行うことで、設置作業が円滑に進められるようにすること。
- イ 受注者は、在庫管理の都合上、導入整備に先立ち、概ね1箇月以内の範囲で、納入予定機器を事前に当校内に搬入することは可能であるが、この期間内は未だ正式な納入ではないことから、契約上の危険負担は債務者である受注者が負うものとし、必要に応じて、受注者の判断でこの納入予定機器を対象とする動産保険に加入すること。
なお、この措置においても、当然に契約所定の納期内に契約の履行を完了すること。
- ウ 梱包の開梱、パソコン等の梱包材（段ボール、発泡スチロール等）の引取は、受注者の費用負担にて行うこと。
- エ 機器の搬出入をはじめ、システムの導入整備にあたっては、善管注意義務のもと、十分な養生を行うこと。万一、受注者の過失により当校の施設や備品等に損害をもたらした場合は受注者の費用負担において現状回復を行うこと。
- オ 仕様（上記「3 仕様」に示す内容の外、発注者側からの指示内容を含む。）に基づく契約内容の履行が行われていることを証明する上で、必要な場合には作業工程ごとの写真を明確に撮影し、この履行完了後に提出すること。

(3) 設置場所

上記5のとおり、担当職員の指示のもと設置すること。

7 初期設定及び利用マニュアルの提供

(1) 初期設定

上記1に掲げるシステムの具体的な運用開始に向け、パソコンの初期設定（OS起動、アップデート及び各ソフトのインストール）をはじめ、当校オンライン機器が稼働できる状態にすること。

(2) 利用マニュアル（機器取扱説明書、ネットワーク運用管理説明書等）

利用マニュアルについては、既存の製品マニュアル等を活用しつつ、次に掲げる項目の内、所要事項を明示すること。

ア 設定書

- (ア) 機器情報（内訳書）
- (イ) ハードウェア故障時の連絡先
- (ウ) 設定情報
- (エ) ネットワーク情報（IPアドレス等）

- (オ) インストール情報（関連ソフトのシリアルナンバー等）
- (カ) ライセンス情報
- イ トラブル時の作業手順書
 - トラブル時に当校職員が復旧作業を行えるよう作業手順書を作成すること。
- (フ) バックアップ用ソフトからのイメージ復元方法 等

8 連絡又は協議方式

発注者及び受注者相互間で意思疎通に誤りがないようにするため、特段緊急を要する場合を除き、書面によること（使用言語は、日本語に限る。）。

なお、本書に記載する、この「書面」とは任意又は一定書式の文書形式によるものとし、紙出力形態のみならず、電子メール形態又はこれに添付されるワード形式若しくはエクセル形式又はPDF形式によるものを含む。

9 完了検査

導入整備が完了する際には、当校職員立会いのもとで完了検査を受けること。

10 本仕様書についての問合せ先

〒670-0943 兵庫県姫路市市之郷（仔細ノ） 1001-1

（担当） 総務企画課 山下

TEL：079-240-7077

FAX：079-281-6626

Email：mono-dai@pref.hyogo.lg.jp

Ⅱ 導入整備に係る細目仕様書

1 サーバ機

(1) サーバ専用機（数量：1 台）

- ① 例示機種
LENOVO 製 ThinkSystem ST50 V3 6315P
- ② OS
Windows Server 2025 Standard
- ③ CPU（プロセッサ）
Xeon 6325P
- ④ メモリ
16GB UDIMM, 5600MT/s ECC
- ⑤ ストレージ
2TB ハードドライブ SATA×2 基 RAID1 を構築すること
- ⑥ 光学ドライブ
無し
- ⑦ キーボード・マウス
日本語キーボード・USB 光学マウス
- ⑧ 保証
5 年間訪問修理保証（翌営業日以降訪問修理）

(2) 無停電電源装置（数量：1 台）

- ① 例示機種
シュナイダー製 SMT500J
- ② 500VA 以上
- ③ 自動シャットダウン機能を有すること
(PowerChute Serial Shutdown for Business 含む)

(3) モニター（数量：1 台）

- ① 例示機種
PHILIPS 製 21.5 インチワイドモニター 221S9A/11
- ② 液晶パネルの種類
VA
- ③ パネルサイズ
21.5 インチ
- ④ 入力端子
D-Sub 15pin x1、HDMI x1
- ⑤ 保証
5 年間引取り交換サービス

(4) バックアップ用外付けHDD（数量：1 台）

6TB USB3.2 (Gen. 1)

2 教員機

(1) デスクトップ型（数量：1 台）

- ① 例示機種
マウスコンピューター製 MousePro BP-I7U01
- ② OS
Windows 11 Pro (64bit) (日本語版)

- ③ CPU（プロセッサ）
Core i7-14700 プロセッサ
- ④ メモリ
16GB
- ⑤ ストレージ
500GB NVMe SSD（M.2 PCIe Gen4 x4 接続）
- ⑥ オフィスソフト
Office LTSC Standard 2024 ライセンス
- ⑦ 光学ドライブ
DVD スーパーマルチ
- ⑧ キーボード・マウス
日本語キーボード・USB 光学マウス

(2) モニター（数量：2 台）デュアルディスプレイを構築すること

- ① 例示機種
PHILIPS 製 23.8 インチワイドモニター 24E1N1200A/11
- ② 液晶パネルの種類
IPS
- ③ パネルサイズ
23.8 インチ
- ④ 入力端子
D-Sub 15pin x1、HDMI x1、DisplayPort x 1
- ⑤ 保証
5 年間引取り交換サービス

3 生徒機

(1) デスクトップ型（数量：15 台）

- ① 例示機種
マウスコンピューター製 MousePro BP-I5U01
- ② OS
Windows 11 Pro (64bit)（日本語版）
- ③ CPU（プロセッサ）
Core i5-14400 プロセッサ以上
- ④ メモリ
16GB
- ⑤ ストレージ
256GB NVMe SSD（M.2）
- ⑥ オフィスソフト
Office LTSC Standard 2024 ライセンス
- ⑦ 光学ドライブ
DVD スーパーマルチ
- ⑧ キーボード・マウス
日本語キーボード・USB 光学マウス

(2) モニター（数量：15 台）

- ① 例示機種
PHILIPS 製 23.8 インチワイドモニター 24E1N1200A/11

- ② 液晶パネルの種類
IPS
- ③ パネルサイズ
23.8 インチ
- ④ 入力端子
D-Sub 15pin x1、HDMI x1、DisplayPort x 1
- ⑤ 保証
5 年間引取り交換サービス

4 周辺機器

A3 カラーLED プリンタ（数量：1 台）

- ① 例示機種
OKI 製 C835DNWT COREFIDO EX 増設トレイセットモデル
- ② プリント方式
デジタル4 連LED フルカラー乾式電子写真方式
- ③ 解像度
600×600dpi、1,200×1,200dpi
- ④ 印刷スピード（カラー/モノクロ）
約36 枚/分（A4 ヨコ）
- ⑤ 自動両面印刷
標準対応
- ⑥ インターフェース
1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、無線 LAN（IEEE802.11a/b/g/n）、USB2.0
- ⑦ メモリ
1GB
- ⑧ 給紙方法/容量
マルチパーパストレイ：110 枚、用紙カセット1：320 枚、用紙カセット2：320 枚
- ⑨ 耐久性
100 万ページまたは7 年
- ⑩ 保証
7 年間訪問修理保証（メンテナンス部品含む）
- ⑪ その他
トナーカートリッジ(大) 各1 式を準備すること

5 中間モニタシステム

(1) デジタル映像中間モニタ配信システム（数量：1 式）

- ① 例示機種
ラウンド製 T-route 2100
- ② 教員側から中間モニタへの映像送信は、教室内ネットワーク用 LAN とは別に敷設した映像専用 LAN ケーブルを通じて送信するハードウェア方式であること。
- ③ 映像マスターユニットと学習者ユニット間は教卓に配線が集中しないデージーチェーン方式で接続されていること。
- ④ 学習者および教員のコンピュータの電源に関係なく、中間モニタ、プロジェクタへ映像が送信できること。
- ⑤ 中間モニタとプロジェクタへ同じ映像または異なる映像を同時に送信できること。
- ⑥ 中間モニタへ送信される映像は DVI-D、HDMI などのデジタル映像信号であること。
- ⑦ 中間モニタへ送信される映像は標準で FULLHD (1920×1080dpi) までの解像度に対応していること。
- ⑧ 中間モニタやプロジェクタに送信する映像と同時にルームスピーカーおよび中間モニタに内蔵された

- スピーカーで音声を再生できること。
- ⑨ マスターユニット、端末ユニットはHDCP に対応した製品であること。
 - ⑩ 運用中のケーブル脱落を防ぐため、マスターユニット、端末ユニットの各機器にはHDMI 端子用のケーブル抜け防止ブラケットを接続できること。
 - ⑪ 映像マスターユニットはHDMI 入力を4 系統以上、出力を4 系統以上備えた製品であること。入力増設も可能であること。
 - ⑫ 映像マスターユニット1 台で構成され、映像ソースの音声入力4 系統とマイク音声入力2 系統を備えていること。
 - ⑬ 映像マスターユニットは音声出力を2 系統備え、プロジェクタの送信映像の音声、中間モニタ送信映像の音声プレビュー映像の音声を自由な組み合わせで出力ができる設定が可能であること。
 - ⑭ 映像マスターユニットはユニット本体に内蔵された複数の解像度情報から選択できる固定モードを備えていること。
 - ⑮ 中間モニタシステムを構成する機器寸法は以下とする。
映像マスターユニット 幅 430mm×奥行 270mm×高さ 88mm 以内
EIA 規格ラック 2U 以内に収まること
操作ユニット 幅 226mm×奥行 80mm×高さ 30mm 以内
学習者ユニット 幅 180mm×奥行 100mm×高さ 50mm 以内
 - ⑯ 映像マスターユニットは配信映像ソースの切替時にブランク画面が発生しないようシームレス機能を内蔵していること。
 - ⑰ 映像マスターユニットは教員 PC の解像度と中間モニタの解像度が一致しない場合でもアスペクトを維持して表示できる機能を内蔵していること。
 - ⑱ 送信前の映像を確認できるプレビュー機能を備えていること。
 - ⑲ 映像マスターユニットに内蔵されたマーカー機能を使って、最大4 ソースに対してそれぞれ異なる描画を行うことができ、参照モニタ、中間モニタ、プロジェクタにそれぞれの画像を同時配信できること。
 - ⑳ 操作パネルには映像ソース音とマイクの調整ができるボリュームを備えていること。音声は必要に応じて操作パネルからワンタッチでミュートにできること。
 - ㉑ 学習者ユニットは中間モニタへの接続口として HDMI の出力を3 口以上備えていること。
 - ㉒ 学習者ユニットはUSB 端子を備え、市販のUSB 連動タップのUSB ケーブルが接続できること。教卓の専用操作ユニットの電源入切りにより、USB 連動タップにつながれた中間モニタの電源を管理できること。
※USB 端子は学習者ユニットに内蔵されていることを必須とする。

(2) モニター（数量：8 台）

- ① 例示機種
PHILIPS 製 23.8 インチワイドモニター 24E1N1200A/11
- ② 液晶パネルの種類
IPS
- ③ パネルサイズ
23.8 インチ
- ④ 入力端子
D-Sub 15pin x1、HDMI x1、DisplayPort x 1
- ⑤ 保証
5 年間引取り交換サービス

(3) 液晶ペンタブレット（数量：1 台）

- ① 例示機種
WACOM 製 23.8 型液晶ペンタブレット DTK246EK4C
- ② 液晶パネルの種類
IPS

- ③ パネルサイズ
23.8 インチ
- ④ 読取方式
電磁誘導方式 (EMR)
- ⑤ 入力端子
USB Type-C、HDMI & USB-C/A
- ⑥ その他
 - ・ Wacom Pro Pen 3E (2 本)
 - ・ 中間モニタへ投影している画像の確認用モニタとして利用できるよう設定を行うこと

(4) 書画カメラ (数量 : 2 台)

- ① 例示機種
ELMO 製 4K 実物投影機 みエルモン L-12G
- ② ズーム
12 倍 光学ズーム + 16 倍 電子ズーム 計 192 倍
- ③ フォーカス
自動 (ワンプッシュ/ズームシンク) / マニュアル
- ④ 撮像素子
1/2.3 インチ CMOS 有効 1230 万画素
- ⑤ 入力端子
RGB 入力 ミニ Dsub 15P コネクタ メス ×1 HDMI 入力端子×1 マイク入力端子
3.5mm ステレオミニジャック×1

(5) パソコン連動タップ (数量 : 3 個)

- ① 例示機種
サンワサプライ製 パソコン連動タップ (3P・4 個口・2m) TAP-RE34M-2
- ② プラグ
2P (絶縁キャップ・アースコード付きスイングプラグ)
- ③ 差込口
3P・4 個口 (パソコン本体用×1、連動口×3)
- ④ コード長
2M
- ⑤ その他
 - ・ 学習者ユニットと連動するよう設定/配線を行うこと

6 一体型電子黒板 (数量 : 1 台)

- ① 例示機種
ELMO 製 EL86R4-E
- ② 液晶パネル
液晶/86V 型
- ③ 最大解像度
3840×2160 ドット
- ④ タッチパネル
赤外線遮断検出方式
- ⑤ 入力端子
D-sub15pin ×1、HDMI×3、DisplayPort×1

- ⑥ スピーカー出力
15W+15W（前面）
- ⑦ 外形寸法
W×D×H(mm) : 1962×88×1170
- ⑧ 質量
約 66.0kg
- ⑨ その他
スタンド「T-K6045-Y」を取り付けること

7 液晶レーザープロジェクター（数量：1 台）

- ① 例示機種
パナソニック製 PT-TMZ400J
- ② モデル
単焦点
- ③ プロジェクタータイプ
液晶プロジェクター（透過型液晶パネル3 枚、3 原色方式）
- ④ 光源
レーザーダイオード
- ⑤ 光出力
4,000 lm
- ⑥ 接続端子
HDMI×2、D-sub×2、M3 ステレオミニジャック（L/R） x 2、M3 ステレオミニジャック x 1、RJ-45 x 1、PJLink、10Base-T、100Base-TX 対応
- ⑦ スピーカー
10W（モノラル）
- ⑧ その他
80 型スクリーンを 73 cm の距離で投写できること

8 タブレットパソコン（数量：1 台）

- ① 例示機種
NEC パーソナル製 PC-T1275LAS
- ② OS
Android 15
- ③ CPU（プロセッサ）
MediaTek Dimensity 6400 以上
- ④ メモリ
12GB
- ⑤ ストレージ
256GB eMMC
- ⑥ ディスプレイサイズ
12.1 型ワイド LED バックライト 広視野角液晶
- ⑦ タッチパネル
対応、静電容量タッチパネル
- ⑧ カメラ
有効画素数（アウトカメラ）：1300 万画素、（インカメラ）：800 万画素

9 デジタルカメラ（数量：1 台）

- ① 例示機種
リコー製 WG-80

- ② ズーム
5 倍 光学ズーム
- ③ 有効画素数
約 1600 万以上
- ④ 防水/防塵性能
JIS 防水保護等級 8 級(IPX8)相当／JIS 防塵保護等級 6 級(IP6X)準拠

1 0 OA チェア（数量：16 脚）

- ① 例示機種
サンワサプライ製 SNC-T146KBL
- ② 背もたれロック機能付き
- ③ 固さ調節可能であること
- ④ ガス圧高さ調節リフトによりレバー1 本で座面の高さ調節が可能であること

1 1 ソフトウェア

- ① Windows Server 2025 Standard 数量：1 式
- ② Win Server CAL Device CAL L&SA 数量：1 式
- ③ Single Language アカデミック OV 一括 初年度 Win Device Edu UPG&SA：1 式
- ④ Single Language アカデミック OV 一括 初年度 Office Standard L&SA 数量：1 式
- ⑤ Windows Server 2025—1 Device CAL 数量：15 式
- ⑥ Office LTSC Standard 2024 ライセンス 数量 15 式
- ⑦ ActiveImage Protector 2022-RE Server Gov/Edu 1-9（保守 5 年含む）数量：1 式
- ⑧ Systemwalker Desktop Restore Lite（保守 1 年含む）数量：16 式

1 2 パソコン初期設定

教員用コンピュータ 1 台、生徒用コンピュータ 15 台、サーバ 1 台および周辺機器を接続し、ネットワークによるシステムを構築すること。各設定については、学校内担当者との協議の上行うこと。

1 3 付帯工事等

前記「I 総記」「6 必要事項」「(2) 作業工程の明示その他工程関連事項」に記載する事項と共に次の諸点を特に確保する。

新規 LAN 配線（CAT6）とともに HDMI の配線を行うこと。

現有の HUB、電源等を使用すること。

既存機（パソコン一式）を引き取ること。

1 4 その他

- (1) 契約の履行に際して発生した事故については、契約の履行に支障が生じないよう、受注者側で加入する損害保険契約において、特段の免責規定で除外されない限り、機器類の移動又は運搬中の損害も含めて「全ての偶然なる事故により保険の目的について生じた損害」として保証されること。
- (2) システムの復元が容易に行えるようにすること。
- (3) システムにバグ等の問題点が発見された場合には、受注者において速やかに対応すること。
- (4) 導入機器の OS の修正プログラム及びアプリケーションソフトウェアの修正プログラム、これらのプログラムのバージョンアップ等については、パソコンへの影響を調査し、影響のない範囲で実施すること。
- (5) 連絡又は協議に際しては、発注者及び受注者相互間で意思疎通に誤りのないようにするため、特段緊急を要する場合を除き、書面によること（使用言語は、日本語に限る。）。

なお、本書に記載する、この「書面」とは任意又は一定書式の文書形式によるものとし、紙出力形態のみならず、電子メール形態又はこれに添付されるワード形式若しくはエクセル形式又は PDF 形式によるものを含む（「I 総記」8 参照）。